

第13期決算公告

2015年6月25日  
アストマックス投信投資顧問株式会社

貸借対照表(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
<b>【流動資産】</b>	<b>489,450</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>187,372</b>
現金及び預金	172,735	未払金	26,195
前払費用	10,108	関係会社未払金	3,842
関係会社未収入金	472	未払手数料	62,080
未収委託者報酬	222,736	未払費用	44,921
未収運用受託報酬	47,738	未払法人税等	949
金銭の信託	1,000	賞与引当金	15,863
繰延税金資産	27,077	預り金	31,940
その他の	7,581	その他の	1,578
		<b>【固定負債】</b>	<b>7,364</b>
<b>【固定資産】</b>	<b>217,972</b>	繰延税金負債	2,263
(有形固定資産)	<b>7,548</b>	退職給付引当金	4,706
建物	5,356	その他の	394
器具備品	2,192	<b>負債合計</b>	<b>194,736</b>
(無形固定資産)	<b>1,326</b>	( 純 資 産 の 部 )	
ソフトウェア	1,326	<b>【資本金】</b>	<b>95,000</b>
		<b>【資本剰余金】</b>	<b>310,348</b>
(投資その他の資産)	<b>209,096</b>	資本準備金	253,212
投資有価証券	131,955	その他資本剰余金	57,136
関係会社株式	77,040	<b>【利益剰余金】</b>	<b>103,199</b>
その他の	100	その他利益剰余金	103,199
		<b>株主資本合計</b>	<b>508,547</b>
		<b>【評価・換算差額等】</b>	<b>4,138</b>
		その他有価証券評価差額金	4,138
		<b>評価・換算差額金等合計</b>	<b>4,138</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>512,685</b>
<b>資産合計</b>	<b>707,422</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>707,422</b>

## 注記事項

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他の有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15年

器具備品 4年～20年

無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア 定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

リース資産(所有権移転外ファイナンスリースに係るリース資産)

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度は、一般債権についての貸倒実績がなく、また、貸倒懸念債権等の債権に該当する債権もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

インセンティブ給引当金

専門職従業員(アセットマネージャー等)に対する支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、従来採用していた退職一時金制度を平成25年9月30日に廃止し、その時点における要支給額を退職時に支払うことを従業員と同意いたしました。このため、廃止日時点の要支給額を基に退職給付引当金を計上しております。

#### (4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### 2. 当期純利益金額

当期純利益

130,228 千円